

議案第134号

訴えの提起について

次のとおり、建物収去土地明渡等請求の訴えを提起したいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

平成21年9月3日提出

川崎市長 阿部孝夫

1 当事者

原告となるべき者 川 崎 市

被告となるべき者 \* \* \* \*

\* \* \* \*

\* \* \* \*

2 請求の要旨

本市は、昭和34年、\*\*\*\*\*市有地に\*\*市営住宅1号棟を建設し、建物の1階の店舗用途部分を分譲した。

\*\*\*\*\*は、平成11年3月、当該店舗用途部分のうち第24号店舗及び附属倉庫を取得し、同年6月、本市と市有地貸付契約を締結した。

また、\*\*\*\*\*は、平成12年6月、当該店舗用途部分のうち第23号店舗及び附属倉庫を取得したが、当該店舗及び附属倉庫を暴力団組事務所として利用させていたため、本市は、当該店舗及び附属倉庫に係る市有地貸付契約の締結を拒否した。

さらに、\*\*\*\*\*は、第24号店舗及び附属倉庫に係る市有地貸付契約に

反して、当該店舗及び附属倉庫並びに第23号店舗及び附属倉庫を一体的に利用できるように無断で増築し、\*\*\*\*及び\*\*\*\*により暴力団組事務所として当該契約に違反した利用をさせている。

このため、本市は、\*\*\*\*ら被告となるべき者に対し、建物収去土地明渡等請求の訴えを提起したい。

### 3 本件に関する取扱い

本件の訴訟は、弁護士に委任する。